

令和2年、内閣府を中心とする関係省庁においてロケ撮影に関連する各手続の更なる円滑化を図るため、ガイドラインを策定。

そのうち、道路使用許可手続に関しては、都道府県警察に以下のような指示を行っている。

FCとの連携等

- ・ FCからの問合せへの適切な対応
- ・ FCとの連携を促進
- ・ FCによる情報共有や地域の関係者間の調整に当たっての助言
- ・ FC等による情報の一元化への協力

事前相談

撮影を実施される方々等から事前相談がなされた際の適切な助言、情報提供

警察本部の関与

大規模なロケ撮影の場合には、警察本部が関与して、警察署の道路使用許可を調整